

診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方のイメージ(案)

医療事故調査委員会(仮称)

- ※ 国(厚生労働省を想定)に設置
- ※ 個別の評価は、地方ブロック単位に設置する分科会が行う

医療機関からの届出
遺族からの調査依頼

※ 医療機関からの
届出を制度化

遺体の解剖
カルテ等の調査

※ 必要に応じ、
立入検査等を実施

専門家による死因及び
診療内容の評価

調査報告書の作成・公表

- ・ 事故の発生経過・原因
- ・ 再発防止策

調査報告書

(遺族との関係・民事手続)

- ・ 遺族への医療事故の真相の説明
- ・ 報告書で判明した事実に基づく当事者同士での和解・示談
- ・ 遺族の申立によるADR (裁判外紛争処理) 機関での民事紛争の解決
 - ADR機関の例：
 - 各地の弁護士会の紛争解決センター
 - (東京の3弁護士会の仲裁センター、愛知県弁護士会あっせん・仲裁センター等)
- ・ 民事訴訟での証拠として採用

(医療安全の取組)

- ・ 医療機関における医療安全の取組の改善
 - 事故の要因等の分析、事故を防ぐ仕組みの構築
 - 医療機関が自発的に取り組むケースや、厚生労働省又は都道府県による指導等により着手するケースがあり得る
- ・ 厚生労働省等における医療安全施策への反映

(行政処分)

- ・ 医道審議会における医師等に対する行政処分、医療機関に対する改善勧告等の要否の検討

(刑事手続)

- ・ 刑事手続で報告書が使用されることもあり得る